

尼崎市人的資本経営実践モデル企業創出事業 業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

本要項は、尼崎市人的資本経営実践モデル企業創出事業を行うにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、実施体制及び実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

1 事業の背景・目的

技術革新や市場のグローバル化が急速に進む現代において企業が持続的に競争力を維持し、環境変化に柔軟に対応するためには、従業員一人ひとりの知識、技能、経験、そしてモチベーションを最大限に引き出し、それらを組織の成長エンジンとして活用することが不可欠である。加えて、少子高齢化に伴う労働人口減少により労働市場の競争が激化する中、優秀な人材の確保と定着は経営上の喫緊の課題であり、社員一人ひとりが自らの成長を実感し、働きがいを感じられる環境を整えることで、これらの課題解決に資することを目的として実施する。

2 業務の概要

(1) 事業名称

尼崎市人的資本経営実践モデル企業創出事業

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 提案上限額

2,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

なお、当該プロポーザルは、令和8年度予算の議決を得ることを前提に年度開始前の準備行為として行うものであるため、議会の議決を得られない場合は契約を締結できないものとする。

3 応募資格

委託業務の実施に必要な能力を有するもので、以下の要件をすべて満たす者（複数業者による連合体「コンソーシアム」で提案する場合、下記(1)～(12)の要件についてはそのいずれも該当すること）。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている者、また名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。

イ 法人税、消費税及び地方消費税、尼崎市税の納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）。

ウ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないものであること。

- (3) 尼崎市において地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限を受けていないものであること。
- (4) 本市の入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 法令等に違反していないこと。
- (8) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている事業者ではないこと。
- (9) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (10) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）ではないこと。
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (12) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。

4 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

5 スケジュール

項目	日程
募集要項の公表	令和8年2月10日（火）
質問の受付期限	令和8年2月16日（月）午後5時まで
質問の回答	令和8年2月19日（木）
企画提案書等応募書類提出期限	令和8年2月24日（火）午後5時まで
プレゼンテーション	令和8年3月2日（月）予定 ※詳細は電子メールで通知（予定）。
選定結果通知	令和8年3月13日（金）予定

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「質問票」(様式2)に質問事項を記入の上、件名は「プロポーザル質問 ○○○(法人名)」と入力した上で電子メールにより提出すること(来庁、電話等による質問は受け付けない)。また、電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話にて到達確認を行うこと。

(2) 質問期限

令和8年2月16日(月)午後5時まで(必着)

(3) 質問先

尼崎市経済環境局経済部イノベーション推進担当

Eメール: ama-keikatsu@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)にて公表する。

(5) 選考基準等に関することには一切回答しない。

7 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募申込書(様式1)

イ 企画提案書(自由様式)

ウ 年間スケジュール案(自由様式)

エ 見積書及び見積内訳書(自由様式)

オ 事業実施体制(自由様式)

カ 会社概要(自由様式)パンフレット等の会社概要で代用可。

キ 共同事業体構成表(様式3)※

ク 共同事業体委任状(様式4)※

※コンソーシアムで提案する場合に提出すること

(2) 提出期限及び提出方法

令和8年2月24日(火)午後5時まで(必着)

持参または郵送によること。なお、郵送の場合は到着確認を行うこと。

(3) 提出先

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号(尼崎市役所中館7階)

尼崎市 経済環境局 経済部 イノベーション推進担当

(4) 提出部数

正本1部(様式1に代表者印を押したもの)と副本5部の合計6部提出すること。正本がカラー印刷の場合、副本についても同様にカラー印刷で提出すること。

(5) 応募の辞退について

応募書類を提出後に、応募者の事情により辞退する場合は、必要事項を記入の上、参加辞退届(様式5)を提出すること。

8 企画提案書等の書類の取扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等の書類は、一切返却しない。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等の書類は、尼崎市情報公開条例（平成 16 年条例第 47 号）に基づく情報公開請求の対象となる。選定されなかった事業者の企画提案書等の書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (3) 企画提案書等の作成に伴い、要した費用については、全て事業者の負担とする。

9 選定方法及び選定基準

- (1) 選定方法
 - 公募型プロポーザル方式
- (2) プレゼンテーション
 - ア 実施日時
 - 令和 8 年 3 月 2 日（月）
 - 時間・開催場所等の詳細は、電子メールで通知する。
 - イ プレゼンテーション概要
 - 企画提案応募者ごとに説明する（説明時間は 20 分程度、質疑応答 10 分程度の計 30 分程度）。パワーポイント等を利用する場合には、モニターは事務局で用意するが、パソコンについては応募者の持込とする。
 - ウ 説明者
 - 原則として、本業務担当予定者が行うこと。会場への入室は 3 人以内とする。
 - エ 結果通知
 - 選定結果については、後日電子メールで通知する。なお、選定結果に関する質問は受け付けない。
- (3) 選定基準
 - 尼崎市の職員で組織する選定会において、下記の審査項目により採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
 - ア 業務理解度・基本方針
 - イ 事業内容の企画力
 - ウ 専門性・実績
 - エ 実施体制・運営能力
 - オ 価格

10 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。なお、業務成果の品質確保のため、基準点を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。
 - ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時まで、本要領 3 の応募資格を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約締結時まで、本要領 4 の応募者の失格要件に該当していることが判明したとき
 - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

- (3) 契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこと。
- (4) 契約にあたっては、契約用の仕様書に基づいて改めて見積書の提出を依頼する。契約候補者は 提案書に記載している見積金額を基に再度、見積書を提出しなおすこと。
- (5) 委託料の支払いは業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

11 連絡先及び提出先

〒660-8501

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号（尼崎市役所中館 7 階）

尼崎市 経済環境局 経済部 イノベーション推進担当 担当者：織田、南條

電話：06-6489-6675 電子メール：ama-keikatsu@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上